500100.010	－この号に掲げる繭の数量（政令で定めるところにより生糸に換算した数量とする。）及び第5002.00号の2に掲げる生糸の数量を合計した数量について、798トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの（第5002.00号において「共通の限度数量以内のもの」という。）	Xq1																					
500100.090	－その他のもの	B10	1kgにつき2,523円		1kgにつき1,834.91円	1kgにつき1,605.55円	1kgにつき1,376.18円	1kgにつき1,146.82円	1kgにつき917.45円	1kgにつき688.09円	1kgにつき458.73円	1kgにつき229.36円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
50.02																								
5002.00	生糸（よってないものに限る。）																							
	2 その他のもの																							
	－共通の限度数量以内のもの																							
500200.211	－－玉糸	Xq1																						
	－－その他のもの																							
500200.215	－－－繊度が21中のもの	Xq1																						
500200.216	－－－繊度が27中及び28中のもの	Xq1																						
500200.217	－－－その他のもの	Xq1																						
	－その他のもの																							